



労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）は、労働基準法に規定されている業務災害に対する事業主の災害補償の裏付けをする制度であり、表裏一体の関係にあるものといえますが、制度そのものとしては、一つの独立性を持つものとして制定されています。これは、業務災害に対する事業主責任に関して、労災保険加入することにより国が補償することによりその責任を果たしたと解釈されるという点とありますが、労働基準法とは異なった労災保険法独自の規定を持っていることもあり、一

つの制度として確立しているためです。
このような中で、今回

労災保険給付における事業主等の費用負担

は、事業主あるいは派遣先事業主の重大な過失等により発生した災害に対して、労災保険上における事業主にその費用の負担を求める規定に関して説明します。

労働者に対する事業主の費用負担

労災保険法においては、「事業主等からの費用徴収」として第31条第1項第3号で、「事業主が故

意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」については、「その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができ」と規定されています。ここでいうところの「故意又は重大な過失」というのは、法令に危険防止のための直接的措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に

意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」については、「その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができ」と規定されています。

派遣社員に対する派遣先事業主の費用負担

派遣労働者の被った労働災害のうち、派遣先事業主の安全衛生法令違反が直接の原因と認められる場合には、派遣先事業主が被災した派遣労働者に対して損害賠償責任を負うものとして第三者行

違反したことにより事故を発生させた認められるときや、監督行政庁より具体的措置について指示を受けているにもかかわらず、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるときなどが該当します。

当該規定に該当する場合には、休業補償給付・障害補償給付・遺族補償給付及び葬祭料について、

度において、派遣先事業主に求償することとなります。なお、求償とは、被災した派遣労働者が派遣先事業主に対して有する損害賠償請求権を代位取得して直接行使すること、つまり、国から保険給付の額の範囲内で派遣先事業主に直接費用負担を求めることをいいます。この場合、負担を求める額は派遣先の事業主の過失に応じて決められることとなります。

以上が事業主等に対する費用負担の規定ですが、被災者自身に故意や重大な過失が認められる場合には、支給制限とあって被災者等に支払う保険給付の全部または一部を制限する規定もあります。

名古屋北監督署のダイヤルイン

労災保険係（労災課）

〈052〉 961-86655